

福県医発第 114号
平成25年 4月10日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行について

標記の件につきまして、警察庁刑事局長並びに厚生労働省医政局より日本医師会・福岡県保健医療介護部を通じて別添のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

本年4月1日より、警察、海上保安庁等（以下、警察等という）が取り扱う死体についての調査、検査、解剖、その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた標記法律（平成24年法律第34号、**別添1**の官報参照）および、同法施行令（平成25年政令第49号、**別添2**の官報参照）が施行されました。

これにともない、同法の趣旨の周知ならびに警察等による死因、身元調査等の円滑な実施に対する医師等への協力依頼が、警察庁刑事局長より参りました（①文書）。

また、同法にもとづき、死者が生前受けていた診療内容等に関する情報の提供を警察等から要請された場合、医師、医療機関等は遺族の同意なくこれに応じても、原則として個人情報保護法および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等に抵触しない旨の解釈が、厚生労働省医政局長から示されました（②文書）。

この解釈については、厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805iryou-kaigoga.pdf>
に掲載の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン Q&A（事例集）」にも「各論 Q5-25-2」として事例が追加されております（**別添3**の抜粋参照）。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

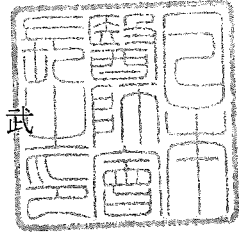
日医発第18号(法安11)

平成 25 年 4 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会 長 横 倉 義 武



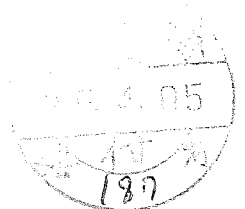
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行について

本年4月1日より、警察、海上保安庁等(以下、警察等という)が取り扱う死体についての調査、検査、解剖、その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた標記法律(平成24年法律第34号、別添1の官報参照)および、同法施行令(平成25年政令第49号、別添2の官報参照)が施行されました。

これにともない、同法の趣旨の周知ならびに警察等による死因、身元調査等の円滑な実施に対する医師等への協力依頼が、警察庁刑事局長より本職宛てに参りました(①文書)。

また、同法にもとづき、死者が生前受けていた診療内容等に関する情報の提供を警察等から要請された場合、医師、医療機関等は遺族の同意なくこれに応じても、原則として個人情報保護法および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等に抵触しない旨の解釈が、厚生労働省医政局長から示され、本職宛てに通知が参りました(②文書)。この解釈については、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805iryou-kaigoqa.pdf> に掲載の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン Q&A(事例集)」にも「各論 Q5-25-2」として事例が追加されております(別添3の抜粋参照)。

つきましては、同法の趣旨ならびに同法にもとづく警察等への協力について、貴会管下会員へのご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



25医指第38号
平成25年4月2日

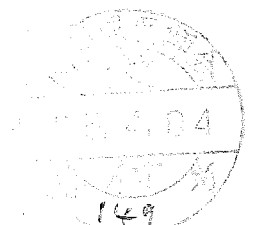
公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の
円滑な施行のための医師又は歯科医師の協力について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお
知らせします。





医政発 0328 第 4 号
平成 25 年 3 月 28 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

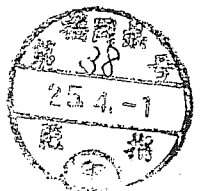


警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の
円滑な施行のための医師又は歯科医師の協力について（通知）

標記の件について、別紙のとおり、警察庁刑事局長より協力依頼があつたので通知いたします。貴職におかれても御了知いただくとともに、貴管下関係者等への周知に配慮していただくようお願い申し上げます。

なお、死者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「個人情報」には該当しないものの、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知別添）においては、「患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする」と規定しております。しかし、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第3項の規定に基づく警察署長からの死者の診療情報等に関する情報提供の依頼は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、遺族の同意がなくとも、その情報を提供することができることとなりますので、念のため申し添えます。

なお、関係団体にも同様に通知している旨、併せてお伝えいたします。





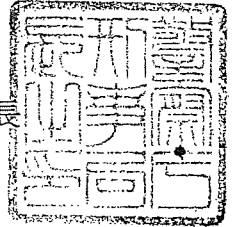
1

警察庁丙捜一発第8号

平成25年3月28日

社団法人 日本医師会長 殿

警察庁刑事局長



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な
施行のための医師の御協力について

平素より警察活動に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日には、警察が取り扱う死体についての調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた「警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(平成24年法律第34号。別添参照。)が施行されます。

つきましては、本法に規定された死因又は身元を明らかにするための調査、検査及び解剖等の各種措置を実施するためには、医師の御理解と御協力が必要となりますことから、貴会の皆様には、何卒本法の趣旨を御理解賜り、警察と医師の連携・協力による死因又は身元の調査が円滑に行われますようお願い申し上げます。

特に、死者の診療情報の提供につきましては、死因又は身元を明らかにするために、警察の調査又は医師の検案に必要となりますことから、迅速に行われるよう特段の配慮をお願い申し上げます。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の概要

1 法の目的（第1条）

警察等（警察及び海上保安庁）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の負担の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保することを目的としています。

※ 警察は公共の安全と秩序の維持をその責務としており、その所掌事務の範囲内で本法に規定する措置を実施することから、犯罪によるものかどうか、事故等の同一の原因によりその被害が拡大・再発することを防止するための措置を講じる必要があるかどうか問題となり、警察が解明すべき「死因」としては、その判断に必要な程度のものとなります。

「公衆衛生の向上に資すること」という目的については、警察がその死因が市民生活に危害を及ぼすものであるかどうかを明らかにした結果として、副次的に達成されるものと整理され、本法により、警察が公衆衛生の観点から死因を解明することとなるものではありません。

2 礼意の保持（第2条）、遺族等への配慮（第3条）

死体の取扱いに当たって、警察官は、礼意を失わないように注意しなければならないこと、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮をしなければならないこととされています。

3 死体発見時の調査等（第4条）

警察署長は、通報、届出等により警察が取り扱うこととなった死体の死因及び身元を明らかにするため、死体の外表の調査、死体の発見された場所の状況等の調査、死体発見者や遺族等の関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならないこととされています。

この調査に当たっては、警察署長は、医師又は歯科医師に対して、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができることとされています。この必要な協力には、死者の診療情報の提供等も含まれています。

なお、犯罪死体や変死体については、これまで同様、刑事訴訟法が適用されるので、この調査の規定が適用される死体については、「犯罪行為により死亡したと認められる死体及び変死体」が除かれています。

4 体内の状況を調べるための検査（第5条）

警察署長は、刑事訴訟法第229条の検視、本法第4条の調査の結果では、犯罪の嫌疑があるとまでは認められず犯罪捜査の手術が行われていない死体について、その死因を明らかにするために体内の状況（体内で出血がないか、薬物が投与されていないか等）を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、次の①から⑥までの検査を実施できることとなっています。

- ① 体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認
- ② 心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認
- ③ 体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物等に係る検査
- ④ 体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量に変化する性質を有する物質に係る検査
- ⑤ 死亡時画像診断
- ⑥ ⑤のほか内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認

※ ①から⑥の検査については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（平成25年政令第49号）第1条に規定されています。

これらの検査については、原則として医師に実施していただくこととなっていますが、③の検査（通常死体を傷つけない方法により体液、尿等を採取し、かつ、簡易検査キットを用いて当該体液等から薬物等を検出するものに限る。）については、警察官に行わせることができることとなっています。

※ 警察官に行わせることができる検査については、施行令第2条に規定されています。

5 解剖（第6条、第7条）

警察署長は、犯罪捜査の手術が行われていない死体について、特に必要があると認めるときには、あらかじめ、法医学の専門的な知識経験を有する者の意見を聴くとともに、遺族に対してその必要性を説明した上で、解剖を実施できることとなっています。この解剖は、遺族の承諾を得ることは必要とされている

ません。

なお、この解剖は、大学法人等であつて、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに委託して実施することとなっています。

6 身元を明らかにするための措置（第8条）

警察署長は、犯罪捜査の手續の行われていない死体について、その身元を明らかにするため必要があると認めるときは、血液、歯牙、骨等の死体の組織の一部の採取、心臓ペースメーカーや人工関節等の体内に埋め込まれている医療器具を摘出するための切開を実施できることとなっています。

この身元確認のための措置についても、原則として医師又は歯科医師に実施していただくこととなっていますが、血液の採取や爪の切除、毛髪の抜取りについては、警察官にも行わせることができることとなっています。

※ 毛髪の抜取りについては、施行令第3条により警察官が実施できることとなっています。

7 その他

死因が明らかになった結果、当該死因に関する被害を防止することを所掌している行政機関が他にあるのであれば、被害発生防止のために当該関係行政機関に通報することとなっています（第9条）。

また、遺族等に死体を引き渡す際に、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うこととされていますが（第10条）、この遺族に対する死因等の説明に関しては、国会審議でも、遺族に配慮して適切に実施するよう求められています。

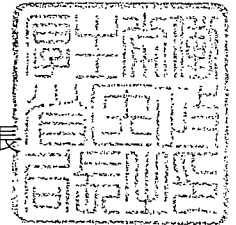


②

医政発0328第5号
平成25年3月28日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の
円滑な施行のための医師又は歯科医師の協力について（通知）

標記の件について、別紙のとおり、警察庁刑事局長より協力依頼があったので通知いたします。貴職におかれても御了知いただくとともに、会員各位等への周知に配慮していただくようお願い申し上げます。

なお、死者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「個人情報」には該当しないものの、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知別添）においては、「患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする」と規定しております。しかし、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第3項の規定に基づく警察署長からの死者の診療情報等に関する情報提供の依頼は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、遺族の同意がなくとも、その情報を提供することができることとなりますので、念のため申し添えます。

また、都道府県や関係団体にも同様に通知している旨、併せてお伝えいたします。

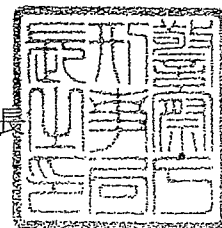


警察庁丙捜一発第6号

平成25年3月21日

厚生労働省医政局長 殿

警察庁刑事局長



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な
施行のための医師又は歯科医師の協力について（依頼）

平成24年6月、警察等が取り扱う死体についての調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた「警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成24年法律第34号。以下「法」という。）が成立し、本年4月1日に施行される。

法第4条第2項においては、警察が死体の死因又は身元（以下「死因等」という。）を明らかにするための行政調査として必要な調査をしなければならない旨、同条第3項においては、必要な調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、必要な協力を求めることができる旨が明記されている。また、法第5条第2項においては、検査は原則として医師に行わせるものとする旨、法第8条第2項においては、身元を明らかにするための措置は原則として医師又は歯科医師に行わせるものとする旨が明記されている。

法施行後、警察は、医師又は歯科医師に対し、法第4条第3項の規定に基づく立会い、死体の歯牙の調査、死者の診療情報の提供等、法第5条第2項の規定に基づく検査及び法第8条第2項の規定に基づく身元確認のための措置への協力を求めることとなる。貴職には、警察、医師及び歯科医師の連携・協力が円滑になされるよう都道府県及び関係団体に法の趣旨を周知願いたい。

特に、法第4条第3項の規定に基づく死者の診療情報の提供は、警察、医師及び歯科医師が連携・協力して行う調査、検案及び歯牙鑑定に必要であることから、迅速に行われるよう特段の配慮を願いたい。

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十四年六月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第三十四号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、警察等（警察及び海上保安庁をいう。以下同じ。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなつた場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もつて市民生活の安全と平穩を確保することを目的とする。

(礼意の保持)

第二条 警察官は、死体の取扱いに当たつては、礼意を失わないように注意しなければならない。

(遺族等への配慮)

第三条 警察官は、死体の取扱いに当たつては、遺族等の心身の状況、その置かれていた環境等について適切な配慮をしなければならない。

(死体発見時の調査等)

第四条 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

3 警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たつては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。

(検査)

第五条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手続が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）について、その死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。第十三条において同じ。）その他の政令で定める検査を実施することができる。

- 2 前項の規定による検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。
- 3 第一項の場合において、取扱死体が死体であるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、同項の規定による検査を実施することができない。
- （解剖）
- 第六条 警察署長は、取扱死体について、第三項に規定する法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があるとき、解剖を実施することができる。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。
- 2 警察署長は、前項の規定により解剖を実施するに当たっては、あらかじめ、遺族に対して解剖が必要である旨を説明しなければならぬ。ただし、遺族がないとき、遺族の所在が不明であるとき又は遺族への説明を終えてから解剖するのときはその目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、この限りでない。
- 3 警察署長は、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人その他の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であつて、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当すると都道府県公安委員会が認めたものに、第一項の規定による解剖の実施を委託することができる。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の規定により解剖を実施する場合について準用する。
- （守秘義務等）
- 第七条 前条第三項の規定により解剖の実施の委託を受けた法人又は機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者であつて、当該解剖の実施に関する事務に従事したものは、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、同項に規定する者が、同項に規定する事務によつて得られた医学的知見を公衆衛生の向上又は医学的教育若しくは研究のために活用することを妨げるものではない。

- （身元を明らかにするための措置）
- 第八条 警察署長は、取扱死体について、その身元を明らかにするため必要があると認めるときは、その必要な限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができ。
- 2 前項の規定による身元を明らかにするための措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。
- 3 第五条第三項の規定は、第一項の規定による身元を明らかにするための措置について準用する。
- （関係行政機関への通報）
- 第九条 警察署長は、第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による措置の結果明らかになつた死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。
- （死体の引渡し）
- 第十条 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになつたときは、速やかに、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者に對し、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該取扱死体を引き渡さなければならぬ。ただし、当該者に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）に引き渡すものとする。
- 2 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元を明らかにすることができないと認めるときは、遅滞なく、着衣及び所持品と共に当該取扱死体をその所在地の市町村長に引き渡すものとする。
- （国家公安委員会規則への委任）
- 第十一条 第二条から前条までに定めるもののほか、警察が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

- （準用）
- 第十二条 第二条から前条までの規定は、海上保安庁が死体を取り扱う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「警察官」とあるのは「海上保安官又は海上保安官補」と、第四条第一項中「警察署の警察署長」とあるのは「海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）」と、同条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条第一項、第九条並びに第十条中「警察署長」とあるのは「海上保安部長等」と、前条中「警察」とあるのは「海上保安庁」と、「国家公安委員会規則」とあるのは「国土交通省令」と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
- （人材の育成等）
- 第十三条 政府は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置が正確かつ適切に遂行されるよう、当該措置に係る業務に従事する警察官、海上保安官、海上保安官補、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、大学における法医学に係る教育及び研究の充実、死体の検案及び解剖並びに死体の科学調査（死因又は身元を明らかにするため死体に対して行う薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断、遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）の実施体制の充実その他必要な体制の整備を図るものとする。
- （財政上の措置）
- 第十四条 政府は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元を明らかにするための措置が円滑に実施されるようにするため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- （罰則）
- 第十五条 第七条第一項（第十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 附 則
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。
- （死体解剖保存法の一部改正）
- 第二条 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第二百二十二条第一項」を「同法第二百二十二条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第六条第一項（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により解剖する場合

第七条第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号中「又は第四号」を「第四号又は第七号」に改める。

内閣総理大臣 野田 佳彦
厚生労働大臣 小宮山 洋子
国土交通大臣 羽田 雄一郎

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十九号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令

内閣は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項及び第二項ただし書並びに第八条第二項ただし書（これらの規定を同法第十二条において準用する場合を含む。）、第十二条において読み替えて準用する同法第四条第一項並びに第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（取扱死体の死因を明らかにするための検査）

第一条 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める検査は、次のとおりとする。

- 一 体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認
- 二 心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認
- 三 体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他の人の生命又は身体を害するおそれがある物（次条において「薬物等」という。）に係る検査
- 四 体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量に変化する性質を有する物質に係る検査
- 五 死亡時画像診断
- 六 前号に掲げるもののほか、内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認

（専門的知識及び技能を要しない検査）

第二条 法第五条第二項ただし書（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める検査は、前条第三号に掲げる検査（通常死体を傷つけることがない方法により体液、尿その他の物を採取し、かつ、国家公安委員会規則（法第十二条において準用する場合にあつては、国土交通省令）で定める簡易な器具を用いて当該物から薬物等を検出するものに限る。）とする。

（組織の採取の程度が軽微な措置）

第三条 法第八条第二項ただし書（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める措置は、毛髪の抜取りとする。

（管区海上保安本部の事務所）

第四条 法第十二条において読み替えて準用する法第四条第一項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して国土交通省令で定める事務所とする。

（技術的読替え）

第五条 法第十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定		読み替えられる字句
第六条第三項	国家公安委員会	読み替える字句
	都道府県公安委員会	海上保安庁長官
		管区海上保安本部長

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（警察庁組織令の一部改正）

2 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

九 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）の施行に関すること。

3

(国土交通省組織令の一部改正)

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二百四十九条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号)に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 太田 昭宏

警察等捜査機関に対し個人情報を提供する場合には、当該情報提供を求めた捜査官の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを後日説明できるようにしておくことが必要と思われます。

Q 5-25-2 警察等から、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条第3項の規定に基づき、死者の生前の診療情報等の提供の依頼があった場合、遺族の同意を得ずに回答できるのでしょうか。

A 5-25-2 死者に関する情報は、個人情報保護法に規定する「個人情報」には該当しませんが、ガイドラインでは、「患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者等が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする」と規定しております。しかし、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条第3項の規定に基づく警察署長からの死者の診療情報等に関する情報提供の依頼は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、遺族の同意がなくとも、その情報を提供することが可能です。

Q 5-26 医療機関の廃止等の理由により、別の医療機関が業務を承継することになりましたが、診療録等の個人データを提供する際に、患者の同意が必要なのでしょうか。

A 5-26 本件のような場合は、「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」（個人情報保護法第23条第4項第2号）であり、承継先の医療機関は第三者に該当しないので、患者の同意がなくても提供可能です。

Q 5-27 医療法第70条第2項の規定に基づく麻酔科標榜許可に係る申請を行おうとしている医師から、過去に実施した麻酔記録や手術記録の書類の提供を求められましたが、対象となった患者の同意を得た上で提供する必要がありますのでしょうか。

A 5-27 麻酔科標榜許可に係る申請では、申請する医師に対して麻酔記録や手術記録の提出を求めています（医療法施行規則第42条の4第3項）、申請書の提出に当たって必要な場合には、当該医師が現に勤務し、又は過去に勤務していた医療機関に対し、これらの書類の提出を求めることができるとされており（同条第6項）、この場合、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当しますので、患者の同意を得なくても提供可能です。

なお、麻酔記録や手術記録には「患者に関する情報」が記載されている必要が